

平成22年12月1日（水）
 国土交通省関東地方整備局
 道 路 部

記者発表資料

社会資本整備審議会 道路分科会
 関東地方小委員会（平成22年度第1回）の開催について

関東地方整備局では、公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、本年8月9日に公表された「国土交通省所管公共事業における政策目標評価型事業評価の導入についての基本方針（案）」に基づき、社会資本整備審議会道路分科会関東地方小委員会を下記のとおり開催します。

記

- 開催日時 平成22年12月2日（木）17:30～19:30（予定）
- 開催場所 九段下第3合同庁舎 共用会議室4（受付：11階「共用会議室4前」）
東京都千代田区九段南1-2-1
- 議事（予定）（別紙のとおり）

※審議は、報道機関を通じて公開いたします。

- ・カメラ撮り等は、冒頭から関東地方整備局道路部長挨拶までが可能です。
- ・なお、会場の都合により一般の方の傍聴はできません。

※当日の配付資料・議事録・議事概要は、後日関東地方整備局ホームページに掲載する予定です。

発表記者クラブ

竹芝記者クラブ、埼玉県政記者クラブ、神奈川建設記者会
 山梨県政記者クラブ、長野県庁会見場、長野市政記者クラブ、市政記者会
 茨城県政記者クラブ、栃木県政記者クラブ、刀水クラブ・テレビ記者会
 千葉県政記者会、東京都庁記者クラブ、神奈川県政記者クラブ

問い合わせ先

国土交通省 関東地方整備局 TEL. 048-601-3151（代表）
 048-600-1341（夜間直通）

【開催庶務に関すること】

道路部 路政課 課長補佐 きたはら 北原 かずひこ 和彦（内線4153）

【議題に関すること】

道路部 道路計画第一課 課長補佐 おぼた 小幡 ひろし 宏（内線4214）

社会資本整備審議会 道路分科会 関東地方小委員会（平成22年度第1回）

■開催日時 平成22年12月 2日（木）17:30～19:30（予定）

■開催場所 九段第3合同庁舎 11階 共用会議室4
東京都千代田区九段南1-2-1

1. 議事（予定）

- ・ 関東地方小委員会の運営規則について
- ・ 道路事業の仕組みと現状
- ・ 中部横断自動車道（長坂～八千穂）計画段階評価の試行

2. 公開にあたってのお知らせ

当日傍聴される報道関係者の皆様におかれましては、審議の支障とならないよう係員の注意事項に従ってください。

【最寄り駅】

東京メトロ東西線・半蔵門線・都営新宿線九段下駅
（6番出口）から徒歩約5分



平成22年度 社会資本整備審議会 道路分科会 関東地方小委員会

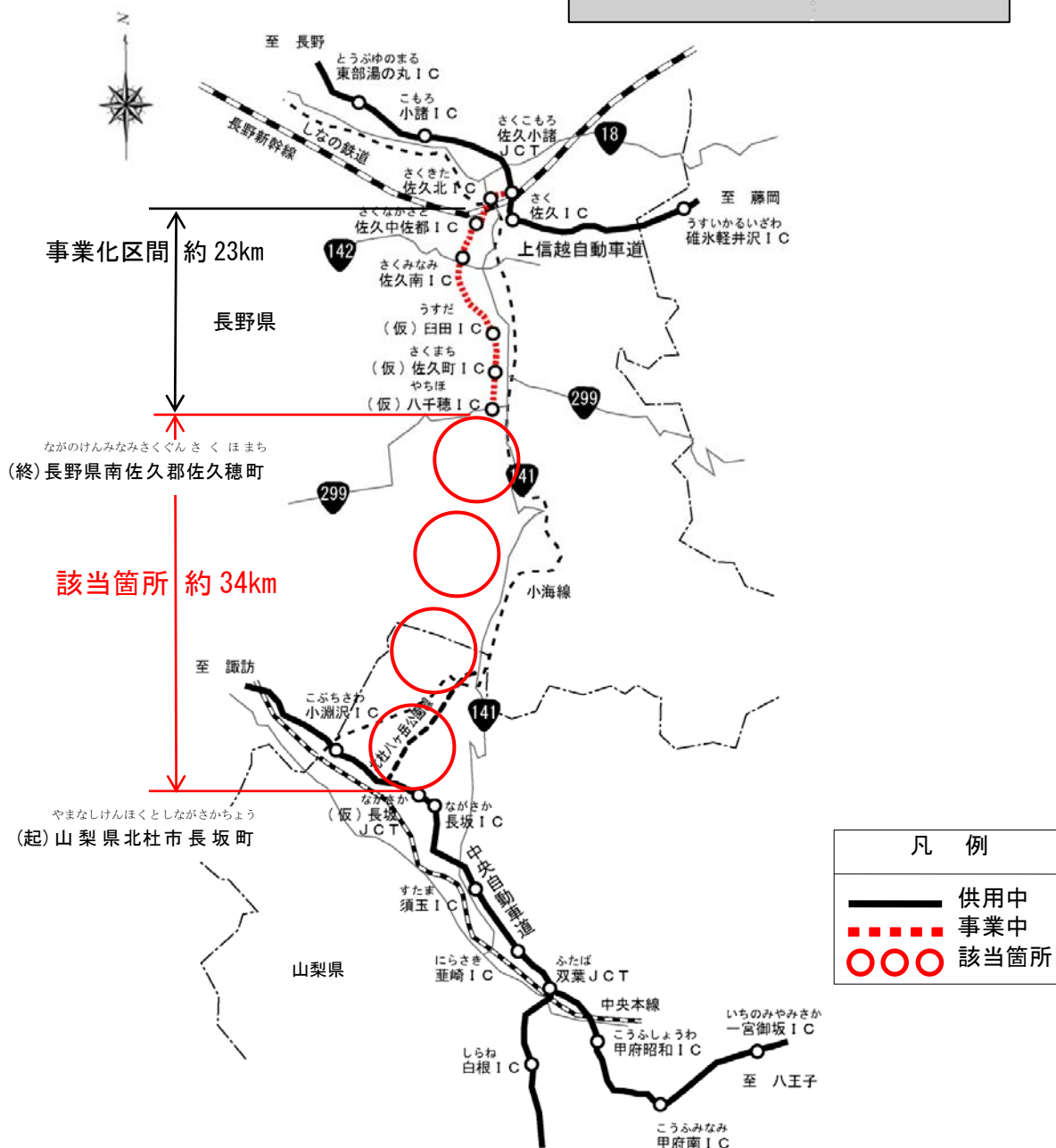
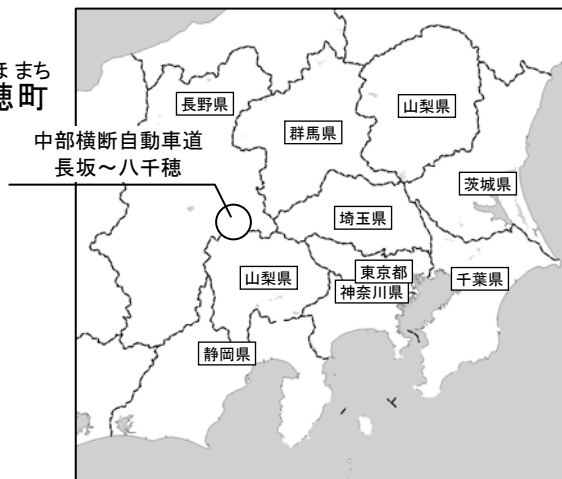
- 委員長 石田 東生 筑波大学大学院システム情報工学研究科教授
- 小濱 哲 横浜商科大学貿易・観光学科教授
- 久保田 尚 埼玉大学大学院理工学研究科教授
- 二村 真理子 東京女子大学現代教養学部国際社会学科准教授
- 牧野 昌子 特定非営利活動法人
ちば市民活動・市民事業サポートクラブ代表理事
- 味水 佑毅 高崎経済大学地域政策学部観光政策学科准教授
- 中村 文彦 横浜国立大学大学院工学研究院教授
- 石渡 恒夫 社団法人 神奈川経済同友会代表幹事

中部横断自動車道

ながさか やちほ
長坂 JCT ~ 八千穂

事業区間：山梨県北杜市長坂町
～長野県南佐久郡佐久穂町

延長：約34km



「政策目標評価型事業評価」の導入についての基本方針(案)

公共事業の実施過程の透明性を一層向上させるため、事業の必要性等が検証可能となるよう評価の手法を改善するとともに、計画段階での事業評価を新たに導入

参考:H22.8.9公表資料

1. 政策目標評価型事業評価の導入

政策目標評価型事業評価として、以下の取り組みを実施する。

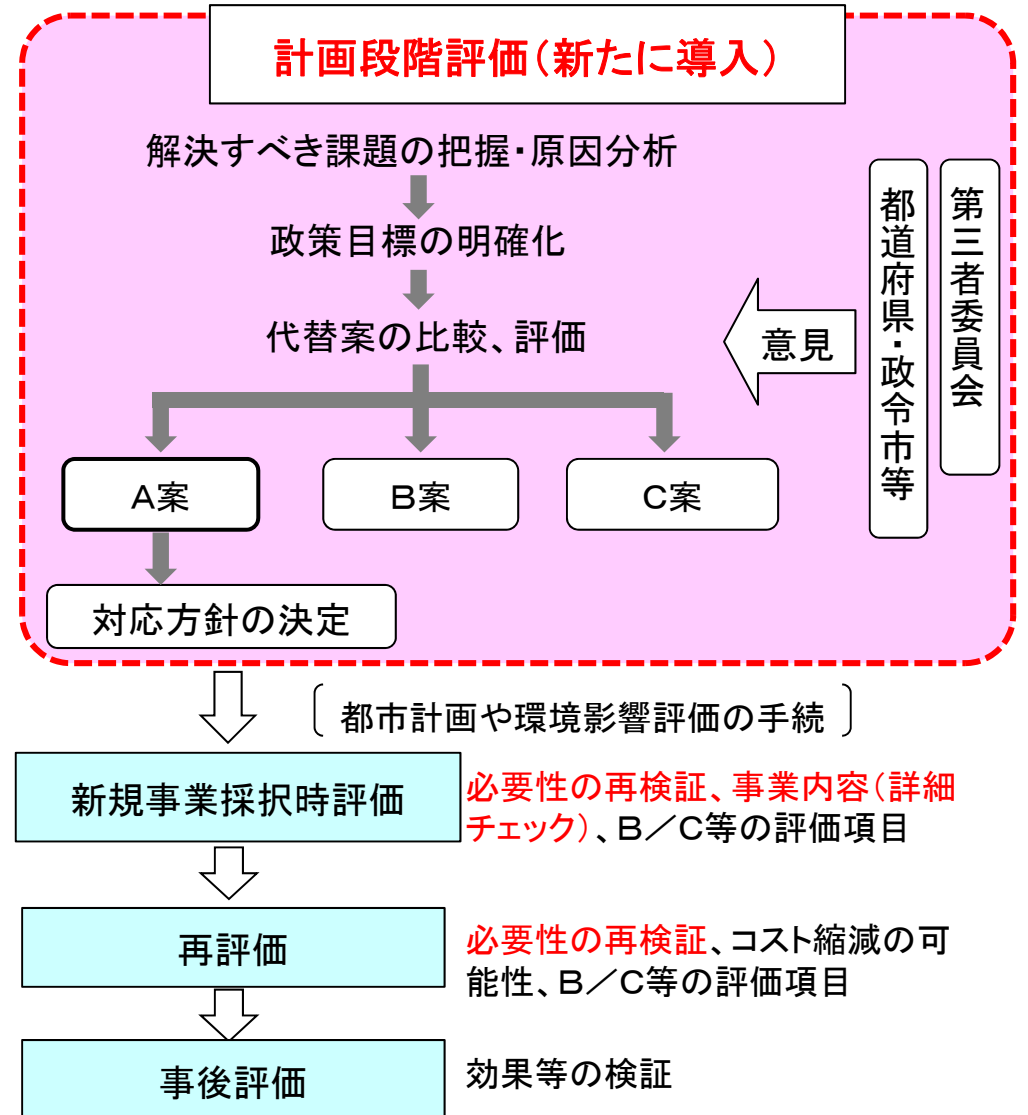
①事業の必要性や内容が検証可能となるよう 評価の手法を改善

- 事業目的となる解決すべき課題・背景の把握、原因分析
- 政策目標の明確化
- 政策目標に応じて評価項目を設定し、代替案を提示した上で、具体的データやコスト等から比較、評価

②計画段階の事業評価を導入

- 代替案の比較評価を行う計画段階における事業評価を実施

【政策目標評価型事業評価の一般的な流れ】



「政策目標評価型事業評価」の導入についての基本方針(案)

2. 計画段階評価の基本的枠組み

○評価の対象

国土交通省所管公共事業のうち、維持・管理に係る事業、災害復旧に係る事業等を除く、右表に掲げる直轄事業等

○評価の時期

右表に掲げる時期を原則とする

○都道府県・政令市及び第三者意見聴取

事業の内容について関係する都道府県・政令市等の意見を聴いた上で、学識経験者等の第三者から構成される委員会等の意見を聴く

※ 河川事業、ダム事業について

河川法に基づき、学識経験者等から構成される委員会等において、当該事業の代替案の比較評価を含めた審議等を経て、河川整備計画の策定・変更を行う場合は、計画段階評価の手続きが行われたものと位置付ける

3. 試行等について

○平成22年度においては、一部の直轄事業について計画段階評価を試行

※経過措置

平成23年度予算に係る新規事業採択時評価を実施する事業は、計画段階評価を併せて実施 等

計画段階評価の対象事業、実施時期

所管部局	計画段階評価の対象とする事業	計画段階評価の実施時期
河川局	河川事業	新規事業採択時評価の前年度まで
	ダム事業	
	砂防事業	
	地すべり対策事業	
河川局 港湾局	海岸事業	都市計画や環境影響評価の手続きに入る前の段階 上記手続き対象外の場合は、新規事業採択時評価の前年度まで
道路局	新設・改築事業	
港湾局	港湾整備事業	新規事業採択時評価の前年度まで
航空局	空港整備事業	
都市・地域整備局	都市公園事業	